

第43期 定時株主総会 招集ご通知

証券コード：6284

ASB

Form Your Vision

目 次

第43期定時株主総会招集ご通知……………	1
(提供書面)	
事業報告……………	5
連結計算書類……………	25
計算書類……………	28
監査報告……………	31
株主総会参考書類……………	36

株主様へのお知らせ

- 株主総会会場にご来場される株主様とご来場が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」については、2頁をご参照ください。

開催日時 2021年12月16日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 長野県小諸市甲4586番地3
当社本社会議室

議 案
第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

株主各位

証券コード 6284
2021年11月29日
長野県小諸市甲4586番地3
日精エー・エス・ビー機械株式会社
代表取締役社長 COO 宮坂純一

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年12月15日（水曜日）午後5時25分までに到着するようご送付ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、賛否をご入力のうえ、2021年12月15日（水曜日）午後5時25分までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1 日 時	2021年12月16日（木曜日）午前10時
2 場 所	長野県小諸市甲4586番地3 当社本社会議室 (末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3 会議の目的事項	報告事項 (1) 第43期（自2020年10月1日 至2021年9月30日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第43期（自2020年10月1日 至2021年9月30日）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役または会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.nisseiasb.co.jp>)

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

本年の株主総会は、株主様の安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、以下のとおり開催させていただきます。

- 感染予防等により、株主総会当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。
(書面またはインターネット等による議決権行使の詳細は、3、4頁にございます)
- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- 株主総会開催日時点の状況により、受付前で検温を実施し、発熱が確認された株主様にはご入場をお断りする場合があります。また、体調不良とお見受けした株主様に運営スタッフがお声がけし、ご退出をお願いする場合がございます。
- ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。
- 株主総会に出席する運営スタッフ等は、マスクを着用して対応させていただきます。
- 株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、上記対応を変更等する場合がございます。その際は、当社ウェブサイト (<https://www.nisseiasb.co.jp>) に変更点等を掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年12月16日 (木曜日)
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年12月15日 (水曜日)
午後5時25分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年12月15日 (水曜日)
午後5時25分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
日精エー・エス・ビー機械株式会社 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX
見本
XXXXXXXXXX

日精エー・エス・ビー機械株式会社

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号・第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

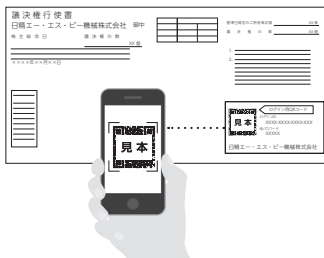
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

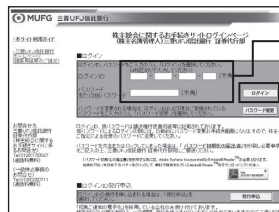
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

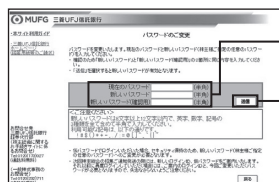
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当第43期の世界経済は、新型コロナウイルスに起因する非常に不確実な状況が継続しました。欧米諸国を中心として、ワクチン接種率の増加により感染状況、および景況感に改善も見られ、年後半にかけて景気回復が見込まれる一方、一部の新興国では変異株の感染が拡大し、更には他地域へも影響を及ぼしました。世界全体の経済成長率は今後伸長することが期待されるものの、依然として先行き不透明で予断を許さない状況です。我が国においても、ワクチン接種の進展に伴い、景気の緩やかな回復が期待されるものの、感染対策継続と経済活動正常化の両立が継続した課題であり、今後も難しい舵取りが予想されます。

一方で、当社グループの属するストレッチブロー成形機業界におきましては、大規模展示会の中止や、顧客への訪問機会の減少といった一時的なマイナス影響はあるものの、コロナ禍による生活様式の変化を受け、安全で衛生的なプラスチック容器の需要は高まっており、食料・飲料および日用品などの生活必需品を中心とした容器需要は底堅く推移しております。

こうした環境下、当社グループは「人と社会に豊かさを提供する」「高い技術、サービスで恒久的な存続を追求する」との経営理念に基づき、中長期的な成長発展方針を継続し、事業規模の拡大を見据えた各種戦略的施策の展開に注力しました。

技術面では、当社の得意領域である、高品質・高付加価値生産が特徴のワンステップ成形機の優位性を高める「ゼロ・クーリングシステム」の更なる進化を図り、製品競争力の向上に努めました。また、大量生産機のシェア拡大や、環境問題を含む幅広い用途への利用を企図して、高品質・高付加価値な新型機群の開発を強化しております。

販売面では、競争力強化による市場喚起に加え、コロナ禍による衛生観念の広がりを追い風に、安全で衛生的なプラスチック容器の需要が好調に推移しております。また、高品質な飲料系ボトルの大量生産を得意とする1.5ステップの大型機「PF36シリーズ」が継続して受注を獲得するなど、顧客と市場の幅を着実に広げております。

生産面では、インド工場への設備投資を継続して実施しております。具体的には、金型生産能力の増強を終え、現在は成形機等の生産能力増強と納期短縮を図るべく、追加の設備投資を実施しております。次に、日本国内におきましては、本社工場への金型追加加工設備の導入を完了しました。また、将来の事業拡大に備え、本社工場近隣への新たな工場用地取得を決定しました。このように、グローバル生産体制の最適化を図ることにより、増産対応とリスク分散を進めております。

また、環境対応技術では、「3R+Renewable」への取り組みを継続し、「材料使用量の削減」、「PETボトルリユースの提案」、「リサイクル材料の使用促進」、「バイオプラスチックのボトル成形」などのソリューションを提供することで、環境配慮型の技術提案を強化しております。なお、リサイクル材料を使った二層成形法には国内外からの多くの引き合いをいただいております。市場萌芽に向けた技術革新を今後も続けてまいります。

販売成績につきましては、安全で衛生的なプラスチック容器の需要の高まりを受け、全世界からの引き合いは堅調に推移してきたものの、直近ではコロナ変異種の拡大による経済・生産活動の停止等の影響を受け、当期の受注高は32,959百万円（前期比96.2%）、当期末の受注残高は12,451百万円（前期末比80.5%）とそれぞれ減少しました。一方、売上高につきましては、豊富な受注残高を順調に消化した結果、35,890百万円（前期比131.7%）となり、過去最高を記録する大幅な増収となりました。

利益面につきましては、大幅な増収が寄与し、売上総利益は16,577百万円（同134.3%）、営業利益は8,735百万円（同180.1%）、経常利益は9,576百万円（同205.1%）とそれぞれ過去最高となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益も6,680百万円（同157.6%）と過去最高となりました。

当期の企業集団（連結決算）の経営成績について概要を申し上げます。

受注状況、ならびに売上高のセグメント（地域）別状況、および製品別状況は次のとおりであります。

企業集団の受注状況

区分	第43期（当期）	第42期（前期）
	2020年10月1日～2021年9月30日	2019年10月1日～2020年9月30日
受注高	32,959百万円	34,248百万円
受注残高	12,451百万円	15,471百万円

企業集団のセグメント（地域）別売上高状況

区分	第43期（当期）		第42期（前期）	
	2020年10月1日～ 2021年9月30日	構成比	2019年10月1日～ 2020年9月30日	構成比
米州	11,871百万円	33.1%	8,115百万円	29.8%
欧州	7,416	20.7	5,770	21.2
南・西アジア	10,585	29.5	7,562	27.7
東アジア	6,016	16.7	5,806	21.3
合計	35,890百万円	100.0%	27,254百万円	100.0%

米州：消毒液や生活必需品等の容器需要の高まりを受け、北米を中心に堅調な引き合いが続き、受注の消化に努めた結果、地域全体の売上高は11,871百万円（前期比146.3%）と増収となりました。

欧州：欧州各国では、コロナ禍への対応が地域により異なり、一部の地域では引き合いに不透明感があるものの、中小型機を中心に出荷を進めた結果、地域全体の売上高は7,416百万円（同128.5%）と増収となりました。

南・西アジア：一部新興国において変異株感染が拡大し、経済への影響を与えているものの、インドを中心に中小型機の引き合いが堅調に推移し、受注の消化に努めた結果、地域全体の売上高は10,585百万円（同140.0%）と増収となりました。

東アジア：一部の地域では引き合いに不透明感があるものの、国内を中心に出荷を進めた結果、地域全体の売上高は6,016百万円（同103.6%）と増収となりました。

企業集団の製品別売上高状況

区分	第43期（当期）		第42期（前期）	
	2020年10月1日～ 2021年9月30日	構成比	2019年10月1日～ 2020年9月30日	構成比
ストレッチブロー成形機	20,595百万円	57.4%	15,928百万円	58.5%
金型	9,896	27.6	6,467	23.7
付属機器	2,069	5.7	1,802	6.6
部品その他	3,329	9.3	3,056	11.2
合計	35,890百万円	100.0%	27,254百万円	100.0%

製品別売上高の状況につきましては、ストレッチブロー成形機が20,595百万円（前期比129.3%）、金型が9,896百万円（同153.0%）、付属機器が2,069百万円（同114.8%）、部品その他が3,329百万円（同108.9%）と、全ての製品において過去最高を記録する大幅な増収となっております。

損益状況は次のとおりであります。

企業集団の損益状況

区分	第43期（当期）		第42期（前期）		増減率
	2020年10月1日～ 2021年9月30日	百分比	2019年10月1日～ 2020年9月30日	百分比	
売上高	35,890百万円	100.0%	27,254百万円	100.0%	31.7%
売上原価	19,313	53.8	14,914	54.7	29.5
売上総利益	16,577	46.2	12,340	45.3	34.3
販売費および一般管理費	7,841	21.8	7,489	27.5	4.7
営業利益	8,735	24.3	4,850	17.8	80.1
営業外損益	840	2.3	△181	△0.7	－
経常利益	9,576	26.7	4,669	17.1	105.1
特別損益	－	－	335	1.2	－
法人税等	2,888	8.0	758	2.8	280.6
当期純利益	6,688	18.6	4,245	15.6	57.5
非支配株主に帰属する 当期純利益	8	0.0	6	0.0	34.3
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,680	18.6	4,239	15.6	57.6

② 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は2,192百万円であり、主なものはインド工場の工作機械設備や金型生産設備への追加投資であります。

③ 資金調達の状況

当期の設備投資資金、運転資金および投融資資金は、自己資金のほか主として金融機関からの借入によって充たいたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況

区分	第40期 2017年10月1日～ 2018年9月30日	第41期 2018年10月1日～ 2019年9月30日	第42期 2019年10月1日～ 2020年9月30日	第43期 (当期) 2020年10月1日～ 2021年9月30日
受 注 高 (百万円)	28,854	26,056	34,248	32,959
売 上 高 (百万円)	27,834	26,129	27,254	35,890
経 常 利 益 (百万円)	5,281	4,193	4,669	9,576
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,349	3,154	4,239	6,680
1株当たり当期純利益 (円)	289.61	210.34	282.80	445.60
総 資 産 (百万円)	46,499	45,852	57,899	64,276
純 資 産 (百万円)	27,237	28,829	31,384	37,901
1株当たり純資産額 (円)	1,813.41	1,922.00	2,092.08	2,526.30

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 または 出資金	当社の 議決権 比率	主要な事業内容
ニッセイ エー・エス・ビー カンパニー (NISSEI ASB COMPANY)	米国 スマーナ市	米ドル 500	% 100.00	北米における当社製品の販売・サービス
ニッセイ エー・エス・ビー ゲーエムベーハー (NISSEI ASB GmbH)	ドイツ デュッセルドルフ市	千ユーロ 205	100.00	欧州における当社製品の販売・サービス
ニッセイ エー・エス・ビー ピーティイー リミテッド (NISSEI ASB PTE. LTD.)	シンガポール	千シンガポールドル 500	100.00	東南アジア・西アジア・アフリカにおける当社製品の販売・サービス
エー・エス・ビー インターナショナル ピーブイティイー リミテッド (ASB INTERNATIONAL PVT. LTD.)	インド アンベルナス市	千インドルピー 836,034	100.00	当社製品・部品の製造および販売・サービス

(注) 上記の重要な子会社4社を含む当社の子会社は14社であり、全て連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、コロナワクチン接種の進捗に伴い、世界経済は緩やかに回復することが予測されるものの、感染再拡大の懸念や、資源高およびサプライチェーンの混乱等による景気の下押しリスクは残り、引き続き先行き不透明な状況が予想されます。

一方、ストレッチブロー成形機業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、安全で衛生的なプラスチック容器の需要は底堅く推移すると推測しますが、短期的には、コロナ禍での経済活動縮小等の影響を受け、一部顧客に設備投資意欲の減退の動きが見られます。従いまして、次期におきましては、売上高および各利益項目について減収減益を見込んでおります。

しかしながら、生活必需品に根差した当社需要は、一時的な需給調整による変動はあるものの、中長期的には着実な成長が見込まれます。これらを背景に、当社では中長期的な事業規模の拡大と、企業競争力の更なる向上を図るため、重要施策を実施して参ります。

具体的には、主力技術であるゼロ・クーリングシステムの更なる浸透により、既存市場の開拓に取り組んで参ります。また、ワンステップ成形機の特徴である高品質・高付加価値の強みを活かしながら、量産性も追求する新型機の開発を強化し、大量生産市場への参入を企図して参ります。更に、二層成形法や再利用可能なプラスチック容器の成形提案など、環境配慮型容器の市場開拓に取り組んで参ります。

また、生産面におきましては、従前より進めているインド工場への追加の設備投資を完了し、原価低減および納期短縮を図って参ります。更に、将来的な国内生産能力の拡充に向けて、取得予定の工場用地の活用方法を含め、生産体制の再構築を検討して参ります。

以上の経営施策を的確に実施することにより、変化する経営環境の中でも企業価値の向上に尽力し、持続的な成長を期して参ります。

(5) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

当社グループはPET (ペット) ボトルをはじめ各種プラスチック容器を製造するストレッチ (延伸) ブロー成形機とその専用金型、付属機器および部品の製造販売を主要な事業とし、かつ、これに付帯する事業を営んでおります。

主要製品は次のとおりであります。

製品別	主要品目
ストレッチブロー成形機	ストレッチブロー成形機およびその他の成形機： 1 (ワン) ステップ成形機 (ASBシリーズ)、1.5ステップ成形機 (PFシリーズ)、2 (ツー) ステップ成形機 (プリフォーム機PMシリーズ、耐熱容器用リヒートブロー機HSBシリーズ、口部結晶化装置CMシリーズ) など
金 型	成形機の各種専用金型： インジェクション金型、ブロー金型、ホットランナー金型など
付 属 機 器	成形機の専用付属機器・装置： レジン乾燥機、金型温度調節器、チラー、コンプレッサー、クーリングタワーなど
部 品 そ の 他	機構部品、電気部品、油圧部品、空圧部品など補修部品、その他オーバーホール、アフターサービスなど

(6) 主要な事業所 (2021年9月30日現在)

① 当社の主要な事業所

- ・ 本 社 長野県小諸市甲4586番地3
- ・ 主要な事業所

名称	区分	所在地
本 社 工 場	工場および技術部門	長野県小諸市甲
千 曲 川 工 場	工場	長野県佐久市御馬寄

② 子会社の主要な事業所

会社名	区分	所在地
ニッセイ エー・エス・ビー カンパニー (NISSEI ASB COMPANY)	本社	米国スマーナ市
ニッセイ エー・エス・ビー ゲーエムベーハー (NISSEI ASB GmbH)	本社	ドイツデュッセルドルフ市
ニッセイ エー・エス・ビー ピーティーイー リミテッド (NISSEI ASB PTE. LTD.)	本社	シンガポール
エー・エス・ビー インターナショナル ピープティイー リミテッド (ASB INTERNATIONAL PVT. LTD.)	本社および工場	インドアンベルナス市

(7) 使用人の状況 (2021年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
2,093名	90名増

(注) 使用人数は、就業人員を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
222名	7名増	42.3歳	14.6年

(注) 1. 使用人数は、就業人員を記載しております。

2. 平均年齢および平均勤続年数は、いずれも小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

借入先名	借入金残高
株式会社八十二銀行	7,755百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,502
株式会社みずほ銀行	1,778

2 会社の状況

(1) 株式の状況 (2021年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 38,400,000株
- ② 発行済株式の総数 15,348,720株
- ③ 株 主 数 3,210名 (前期末比1,030名増)
- ④ 大 株 主

株主名	持株数	持株比率
エー・エス・ビー インコーポレーテッド株式会社	6,533,600株	43.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,091,700	7.28
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	688,100	4.58
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	343,400	2.29
JP MORGAN CHASE BANK 385632	341,900	2.28
株式会社八十二銀行	325,000	2.16
株式会社三菱UFJ銀行	207,000	1.38
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	194,900	1.30
青 木 高 太	153,400	1.02
青 木 元 太	153,300	1.02
平 尾 佐 知	153,300	1.02

- (注) 1. 当社は、自己株式を357,176株保有しておりますが、上記大株主からは除外して記載しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2021年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 CEO	青 木 大 一	イー・エス・ビー インコーポレーテッド株式会社 代表取締役
代表取締役社長 COO	宮 坂 純 一	
取 締 役	青 木 高 太	NISSEI ASB COMPANY 代表取締役社長
取 締 役	ケールスマーケルス ミキルス カーレル	NISSEI ASB GmbH 代表取締役社長
取 締 役	廣 松 邦 明	グローバル事業推進本部部長
取 締 役	酒 井 正 之	酒井正之法律事務所 弁護士
取 締 役	檜 森 啓 二	
取 締 役	緑 川 正 博	公認会計士緑川事務所 公認会計士
常 勤 監 査 役	布 施 圭 一	
監 査 役	中 島 茂	中島経営法律事務所 弁護士
監 査 役	中 村 博	

- (注) 1. 取締役酒井正之、取締役檜森啓二および取締役緑川正博は、社外取締役であります。
 2. 監査役中島 茂および監査役中村 博は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役酒井正之、取締役檜森啓二、取締役緑川正博、監査役中島 茂および監査役中村 博を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3名および社外監査役2名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。また、故意または重過失に起因して当該責任が生じた場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役および監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

個人別の報酬等に関する決定方針

取締役の報酬等は、基本報酬、賞与、退職慰労金で構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、支給しております。基本報酬については、職位、職責、経験に加えて、連結の売上高、最終利益などの決算数値、会社への貢献度等も考慮して決定しております。賞与については、連結の最終利益などの決算数値、会社への貢献度等を総合的に勘案して、決定しております。退職慰労金については、職位、職責、在任期間等を勘案して決定し、支給に当たっては、株主総会にて決議しております。

取締役に對し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

基本報酬については、月次で支払いを行っております。賞与については、定時株主総会后に速やかに支払っております。退職慰労金については、任期満了となる定時株主総会后に速やかに支払っております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項

報酬等の内容については、事前に社外取締役などと協議し、客観的な立場から意見を聞いた上で、取締役会において十分な審議を行い、取締役会で一任を受けた代表取締役が委任を受けた事項を決定しております。なお、当該一任された権限が適切に行使されるよう、取締役会による一任の決議は、毎年、行うものとしております。

報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上記の方針に沿って、企業価値向上に関する会社への貢献度が高まるように、適切な報酬割合となることを方針としております。

2) 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	170百万円 (20百万円)	21百万円 (2百万円)	40百万円 (3百万円)	233百万円 (26百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	22百万円 (7百万円)	2百万円 (1百万円)	3百万円 (1百万円)	28百万円 (10百万円)
合計	13名	193百万円	24百万円	43百万円	261百万円

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。また、上記のほかに、当事業年度において、2020年12月16日開催の第42期定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金32百万円（取締役2名）を支給しております。
2. 業績連動報酬等として役員賞与を支給しております。役員賞与については、決算数値、会社への貢献度等を総合的に勘案して、決定しております。基準の明確化を図るため、連結の決算数値を指標の一つとして採用しております。なお、実績値は、事業報告および連結計算書類等に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等は導入しておりません。
4. 取締役の報酬限度額（役員賞与を含む）は、2017年12月19日開催の第39期定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内）として決議いただいております。なお、取締役の報酬限度額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は3名）です。
5. 監査役の報酬限度額（役員賞与を含む）は、2018年12月18日開催の第40期定時株主総会において年額50百万円以内として決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
6. 取締役会は、代表取締役会長CEO青木大一および代表取締役社長COO宮坂純一に対し、各取締役の基本報酬の額および賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、報酬等の内容については、事前に社外取締役などと協議し、客観的な立場から意見を聞いた上で、取締役会において十分な審議を行い、取締役会で一任を受けた代表取締役が委任を受けた事項を決定しております。また、当該一任された権限が適切に行使されるよう、取締役会による一任の決議は、毎年、行うものとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

- 1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
記載すべき関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	酒井正之	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回に出席しております。 商事法務、知的財産権、英米法など幅広い分野において豊富な経験と高い見識を有する弁護士であり、その専門的な見地から法令遵守、コンプライアンスの推進など経営全般にわたり発言を行っております。特に企業リスクについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	檜森啓二	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回に出席しております。 製造業において長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を活かして経営全般にわたり発言を行っております。特に経営管理について専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	緑川正博	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回に出席しております。 公認会計士としての高度な知識と豊富な経験を有しており、その専門的な見地から財務、会計、税務など経営全般にわたり発言を行っております。特に経営戦略について専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	中島茂	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回、監査役会12回中12回に出席しております。 企業リスク管理・内部統制・ガバナンスなど企業法務に精通する弁護士であり、主に会社法務、労務、特許等の法令、定款・社内規則等の遵守に関し、企業リスク管理を専門とする弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
社外監査役	中村博	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回、監査役会12回中12回に出席しております。 金融機関において長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を活かして経営全般にわたり発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区分	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 「■企業集団の現況 (3) 重要な親会社および子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社4社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識基準の適用による会計方針の検討に関する助言業務」に対する対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 当社ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、各取締役が法令および定款に適合した職務の執行を行い、社会的責任を果たし、企業倫理を遵守することを確認します。
- ・取締役会は、当社および当社子会社の取締役・従業員の職務執行について、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細を定めます。
- ・取締役は、従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を徹底します。
- ・当社および当社子会社の取締役は、当社および当社子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに当社の監査役に報告し、遅滞なく取締役会に報告します。
- ・監査役は当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。

(当該体制の運用状況)

当社は、各種の研修などで役職員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、監査役監査および内部監査を通じて、当社ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令、定款および社内規程等に基づき執行されていることを確認しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の経営判断、執行に関する議事録、決裁その他重要な情報は、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、適切に管理・保存します。また、取締役および監査役または必要な関係者が法に基づいてこれらの文書等を閲覧できる体制を整備します。

(当該体制の運用状況)

法令および「文書管理規程」などの社内規程に基づき必要な文書等を保存・管理し、文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

③ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- ・取締役会は、意思決定の迅速化のために、グローバル事業推進会議を必要に応じて開催し、経営課題の検討を行い取締役会の意思決定を補佐する体制を図ります。
- ・取締役会およびグローバル事業推進会議は、取締役および従業員の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」など、必要な組織運営に関わる規程を定めます。
- ・各部門を担当する取締役は、当該部門が実施すべき具体的な施策を定めるとともに、効率的な業務遂行体制の改善を図ります。
- ・当社子会社は、「関係会社管理規程」および「関係会社稟議規程」に基づき当社に職務執行の状況を報告するとともに、一定の事項については、子会社が判断・決定することにより、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を行う体制を整備します。

(当該体制の運用状況)

月に1回開催されるグローバル事業推進会議において迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を行っております。また、当社子会社は、社内規程に基づき定期的に職務執行の状況を当社の所管部門に報告しております。

④ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、業務執行に関わるリスクを個別、具体的に認識し、その把握と個々のリスクについて未然に回避する体制、および事故発生時にその損失を最小化するための管理体制を整えます。
- ・顧客の要求事項を的確に把握し、実現できるよう、製品およびサービスの品質保証体制確立のため取得しているISO認証を活用し、それに対応した品質マネジメントシステムを構築、実施していきます。

(当該体制の運用状況)

当社は、グローバル事業推進会議においてリスクに関して審議し、リスク対策を実施するとともに、必要に応じて取締役会に報告する体制にしております。また、当社と海外生産子会社では、ISO認証に関して定期的に維持審査を受けるなど、ISO認証を活用して業務品質の向上などを進めております。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社に関する重要事項については、当社取締役会およびグローバル事業推進会議等において審議・決定します。
- ・子会社の法務・経理関係業務等については、当社の担当部門が支援、指導を行うとともに、「関係会社管理規程」、「関係会社稟議規程」等に基づき、子会社の業務を管理します。

- ・子会社に対しては、定期的に本社管轄部門責任者等が出向き、業務の適正を確保するとともに、監査役および内部監査室による監査が実施されます。

(当該体制の運用状況)

当社取締役会およびグローバル事業推進会議等において、子会社に関する重要事項を定期的に審議・決定し、子会社の業務執行を管理しております。また、監査計画に基づき、監査役および内部監査室による監査を定期的を実施しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役は、その職務を補助すべき従業員を置き、監査業務に必要な事項を命令することができます。

(当該体制の運用状況)

監査役の求めに応じて、監査役を補助する使用人を確保し、当該使用人は監査役会が定める規程・基準に基づき監査業務を補助しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・前号の従業員の任命、人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得ます。

(当該体制の運用状況)

監査役を補助する使用人の人事異動、人事考課については、監査役の意見を尊重して決定しております。

⑧ 当社および当社子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役および従業員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告します。
- ・取締役会は、監査役が、取締役、従業員、会計監査人と定期または不定期に、協議意見交換を行う体制を整備します。

(当該体制の運用状況)

当社は、内部申告制度を設置し、監査役に必要な情報を報告する仕組みを採用しております。監査役に報告された場合は、監査役の判断で取締役、従業員、会計監査人と協議し、適正な処理をする体制になっており、不利な取り扱いを受けることはありません。

⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役が、その職務の執行について生じる費用または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(当該体制の運用状況)

監査役の職務の執行について生じる費用について、職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに処理しております。

⑩ その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備します。
- ・ 取締役および従業員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒアリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保します。
- ・ 取締役は、監査役の求めがあるときは、監査役が職務執行上、弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

(当該体制の運用状況)

当社では、取締役、監査役、従業員との間で、定期的に意見交換やヒアリングを実施し、情報の共有化を図ることにより、監査役の実効的かつ効率的な監査業務の遂行を確保しております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を最重要経営課題の一つとして認識しております。また、配当金額は当社ならびにグループ企業の経営環境や業績動向を考慮して、収益および財務状況に応じて適正に決定されるべきものと考えておりますが、これと同時に安定的な配当の継続維持も念頭においております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回配当を行うことができますが、従来より通期の決算状況を踏まえ、期末配当のみを行う方針としております。

以上を踏まえ、当期の利益配分につきましては、株主各位の日頃のご支援に報いるため、また、当期の業況ならびに将来の事業展開や収益・財務状況などを総合的に勘案し、1株につき100円といたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	46,318
現金および預金	20,389
受取手形および売掛金	6,841
商品および製品	2,363
仕掛品	7,690
原材料および貯蔵品	7,749
その他の流動資産	1,353
貸倒引当金	△69
固定資産	17,958
有形固定資産	15,142
建物および構築物	5,156
機械装置および運搬具	5,317
工具器具備品	281
土地	1,169
リース資産	2,391
建設仮勘定	826
無形固定資産	120
投資その他の資産	2,694
投資有価証券	259
繰延税金資産	1,029
その他の投資その他の資産	1,502
貸倒引当金	△96
資産合計	64,276

科目	金額
負債の部	
流動負債	13,679
支払手形および買掛金	3,521
短期借入金	2,125
未払法人税等	2,091
前受金	3,399
賞与引当金	576
役員賞与引当金	47
その他の流動負債	1,917
固定負債	12,695
長期借入金	10,911
繰延税金負債	207
役員退職慰労引当金	486
退職給付に係る負債	770
その他の固定負債	318
負債合計	26,374
純資産の部	
株主資本	40,223
資本金	3,860
資本剰余金	3,196
利益剰余金	33,467
自己株式	△300
その他の包括利益累計額	△2,350
その他有価証券評価差額金	34
為替換算調整勘定	△2,340
退職給付に係る調整累計額	△43
非支配株主持分	28
純資産合計	37,901
負債および純資産合計	64,276

連結損益計算書 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	35,890
売上原価	19,313
売上総利益	16,577
販売費および一般管理費	7,841
営業利益	8,735
営業外収益	997
受取利息および配当金	147
為替差益	592
受取手数料	34
受取和解金	146
その他の営業外収益	76
営業外費用	156
支払利息	49
訴訟関連費用	95
その他の営業外費用	11
経常利益	9,576
税金等調整前当期純利益	9,576
法人税、住民税および事業税	3,269
法人税等調整額	△381
当期純利益	6,688
非支配株主に帰属する当期純利益	8
親会社株主に帰属する当期純利益	6,680

連結株主資本等変動計算書 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,860	3,196	27,686	△300	34,443
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△899		△899
親会社株主に帰属する当期純利益			6,680		6,680
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	5,780	△0	5,780
当期末残高	3,860	3,196	33,467	△300	40,223

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△0	△3,033	△45	△3,079	20	31,384
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△899
親会社株主に帰属する当期純利益						6,680
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	34	692	2	729	7	736
連結会計年度中の変動額合計	34	692	2	729	7	6,516
当期末残高	34	△2,340	△43	△2,350	28	37,901

計算書類

貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	29,943
現金および預金	12,925
受取手形	182
売掛金	6,846
商品および製品	242
仕掛品	3,730
原材料および貯蔵品	4,530
短期貸付金	979
未収入金	543
その他の流動資産	96
貸倒引当金	△133
固定資産	20,415
有形固定資産	4,674
建物	2,271
構築物	86
機械装置	1,117
工具器具備品	103
土地	1,055
建設仮勘定	28
その他の固定資産	10
無形固定資産	82
投資その他の資産	15,659
投資有価証券	259
関係会社株式	7,883
関係会社出資金	238
長期貸付金	5,793
繰延税金資産	1,396
その他の投資その他の資産	87
貸倒引当金	△0
資産合計	50,359

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,828
支払手形	72
買掛金	3,655
短期借入金	2,125
未払金	294
未払法人税等	1,818
賞与引当金	242
役員賞与引当金	24
その他の流動負債	595
固定負債	11,858
長期借入金	10,911
退職給付引当金	474
役員退職慰労引当金	453
その他の固定負債	20
負債合計	20,687
純資産の部	
株主資本	29,637
資本金	3,860
資本剰余金	3,196
資本準備金	3,196
利益剰余金	22,881
その他利益剰余金	22,881
固定資産圧縮積立金	215
繰越利益剰余金	22,665
自己株式	△300
評価・換算差額等	34
その他有価証券評価差額金	34
純資産合計	29,671
負債および純資産合計	50,359

損益計算書 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	25,372
売上原価	17,216
売上総利益	8,155
販売費および一般管理費	3,918
営業利益	4,236
営業外収益	4,347
受取利息および配当金	3,128
為替差益	877
受取和解金	146
その他の営業外収益	194
営業外費用	146
支払利息	47
訴訟関連費用	95
その他の営業外費用	3
経常利益	8,437
税引前当期純利益	8,437
法人税、住民税および事業税	1,984
法人税等調整額	△337
当期純利益	6,789

株主資本等変動計算書 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
			固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,860	3,196	3,196	219	16,771	16,990
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△899	△899
固定資産圧縮積立金の取崩				△3	3	－
当期純利益					6,789	6,789
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△3	5,893	5,890
当期末残高	3,860	3,196	3,196	215	22,665	22,881

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△300	23,748	△0	△0	23,747
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△899			△899
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		6,789			6,789
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			34	34	34
事業年度中の変動額合計	△0	5,889	34	34	5,924
当期末残高	△300	29,637	34	34	29,671

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月16日

日精エー・エス・ビー機械株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 菊 地 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日精エー・エス・ビー機械株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日精エー・エス・ビー機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月16日

日精エー・エス・ビー機械株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 菊 地 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日精エー・エス・ビー機械株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年11月19日

日精エー・エス・ピー機械株式会社 監査役会

常勤監査役 布施 圭 一 ㊟
監査役 中島 茂 ㊟
監査役 中村 博 ㊟

(注) 監査役中島 茂および監査役中村 博は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

取締役9名選任の件

現任取締役全員（8名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会出席率	候補者属性
1	青木大 一	代表取締役会長 CEO	100%	再任
2	宮坂純 一	代表取締役社長 COO	100%	再任
3	青木高 太	取締役	100%	再任
4	ケールスマーケルス ミキルス カーレル	取締役	100%	再任
5	廣松邦 明	取締役	100%	再任
6	藤原 誠	—	—	新任
7	酒井正 之	取締役	100%	再任 社外 独立
8	檜森啓 二	取締役	100%	再任 社外 独立
9	緑川正 博	取締役	100%	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

あ お き だ い い ち
青木大 一

再任

生年月日

1943年9月27日生

所有する当社株式の数

21,500株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

候補者番号 2

み や さ か じ ゅ ん い ち
宮坂純 一

再任

生年月日

1958年4月19日生

所有する当社株式の数

5,867株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1978年11月 当社設立、代表取締役社長
1998年12月 当社代表取締役会長
2016年12月 当社代表取締役会長兼社長
2017年10月 当社代表取締役会長 CEO、現在に至る

重要な兼職の状況

エー・エス・ビー インコーポレーテッド株式会社 代表取締役

取締役候補者とした理由

創業者として、長年にわたり当社グループ全体の経営の指揮を執り、当社グループの発展を牽引してきました。経営者としての高い実績、豊富な経験、見識を有していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位、担当

1982年 4月 株式会社八十二銀行入行
2012年 7月 当社入社、経営企画担当部長
2012年12月 当社取締役経営企画担当部長
2013年 4月 当社取締役生産部長
2017年10月 当社代表取締役社長 COO、現在に至る

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当社に入社した後、生産部門の統括責任者として生産体制の整備に貢献し、2012年12月に当社取締役に就任し、更に2017年10月からは当社代表取締役社長COOとして職務を適切に遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

あ お き こう た
青木高太

再任

生年月日
1972年11月15日生
所有する当社株式の数
153,400株
取締役会出席状況
12/12回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1997年4月 当社入社
2003年4月 当社営業事業部副事業部長
2003年12月 当社取締役営業事業部事業部長
2008年12月 当社代表取締役社長
2016年12月 当社取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

NISSEI ASB COMPANY 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長の経験者であり、当社グループの発展に貢献してきました。これまでの高い実績と豊富な経験を有していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

ケールスマーケルス
ミキルス カーレル

再任

生年月日
1968年1月24日生
所有する当社株式の数
一株
取締役会出席状況
12/12回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1995年4月 当社入社
1999年4月 NISSEI ASB GmbH入社
2007年12月 当社執行役員
2017年12月 当社取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

NISSEI ASB GmbH 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社グループの主要販売拠点であるドイツ販売法人の代表取締役社長として販売規模の拡充などに貢献し、2017年12月から当社取締役として職務を適切に遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

ひろ まつ くに あき
廣松邦明

再任

生年月日

1974年3月6日生

所有する当社株式の数

530株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1999年 4月 旭硝子株式会社入社
2010年 4月 同社中央研究所主幹研究員
2016年 3月 当社入社
2017年10月 当社グローバル事業推進本部長
2017年12月 当社取締役グローバル事業推進本部長
2020年 4月 当社取締役グローバル事業推進本部長兼技術本部長
2021年 4月 当社取締役グローバル事業推進本部長、現在に至る

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当社に入社した後、グローバル事業の推進に尽力し、2017年12月から当社取締役として職務を適切に遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

ふじ わら まこと
藤原 誠

新任

生年月日

1966年2月22日生

所有する当社株式の数

—株

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位、担当

1996年 1月 株式会社エフ・シー・シー入社
2013年 6月 同社経営企画室長
2015年12月 当社入社
2018年 8月 当社生産部長、現在に至る

重要な兼職の状況

ASB INTERNATIONAL PVT. LTD. 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社に入社した後、生産部門の統括責任者として生産体制の整備に貢献し、2021年4月にはインド生産子会社の代表取締役社長に就任し、職務を適切に遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

さ か い ま さ ゆ き
酒井正之

再任 社外 独立

生年月日
1946年5月18日生
所有する当社株式の数
4,818株
取締役会出席状況
12/12回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1972年 4月 弁護士登録
1986年12月 酒井正之法律事務所開設、現在に至る
2009年12月 当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

酒井正之法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

商事法務、知的財産権、英米法など幅広い分野において豊富な経験と高い見識を有する弁護士であり、その専門的な見地から法令遵守、コンプライアンスの推進など経営全般にわたり指導・監督をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として、選任をお願いするものがあります。なお、同氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 8

ひ もり けい じ
檜森啓二

再任 社外 独立

生年月日
1953年6月28日生
所有する当社株式の数
624株
取締役会出席状況
12/12回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1978年 4月 日信工業株式会社入社
2003年 3月 NISSIN BRAKE DO BRASIL LTDA. 取締役社長
2008年 6月 日信工業株式会社取締役執行役員
2009年 4月 同社取締役執行役員生産本部長兼アジア地域統括
2009年 6月 同社常務取締役
2011年 6月 同社専務取締役
2015年12月 当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

製造業において長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を活かして経営全般にわたり指導・監督をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として、選任をお願いするものであります。

候補者番号 9

みどり かわ まさ ひろ
緑川正博

再任 **社外** **独立**

生年月日

1953年7月18日生

所有する当社株式の数

61,098株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1980年3月 公認会計士登録
1981年12月 公認会計士緑川事務所開設、現在に至る
1990年12月 当社監査役
1992年12月 当社取締役
1993年12月 当社監査役
2016年12月 当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

公認会計士緑川事務所 公認会計士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士としての高度な知識と豊富な経験を有しており、その専門的な見地から財務、会計、税務など経営全般にわたり指導・監督をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 酒井正之、檜森啓二および緑川正博の3氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 酒井正之氏は、当社の社外取締役に就任後、本総会終結の時をもって12年となります。
 4. 檜森啓二氏は、当社の社外取締役に就任後、本総会終結の時をもって6年となります。
 5. 緑川正博氏は、当社の社外取締役に就任後、本総会終結の時をもって5年となります。
 6. 当社は酒井正之、檜森啓二および緑川正博の3氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であります。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 8. 当社は、酒井正之、檜森啓二および緑川正博の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
 9. 所有する当社株式の数には、日精エー・エス・ビー機械役員持株会における本人の持分が含まれております。

第2号議案

監査役1名選任の件

現任監査役3名中、布施圭一氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

おお であ まさ とし
大寺 正敏

新任

生年月日

1960年10月28日生

所有する当社株式の数

49株

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

略歴、当社における地位

1983年 4月	株式会社東京銀行（現、株式会社三菱UFJ銀行）入行
2002年 9月	三菱証券株式会社（現、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社、商品開発企画部長
2009年 6月	三菱UFJ証券株式会社（現、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）執行役員
2012年 6月	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社執行役員兼モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社取締役
2014年 6月	三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社常勤監査役
2020年 8月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社顧問
2020年11月	当社入社
2021年 1月	当社内部監査室長、現在に至る

重要な兼職の状況

—

監査役候補者とした理由

長年にわたり大手金融機関に在籍し、監査業務をはじめとする幅広い分野において豊富な経験と高い見識を有しております。当社に入社した後、2021年1月から内部監査室長として職務を適切に遂行していることから、監査役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であります。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 所有する当社株式の数には、日精エー・エス・ビー機械従業員持株会における本人の持分が含まれております。

第3号議案**退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任される布施圭一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の規則に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

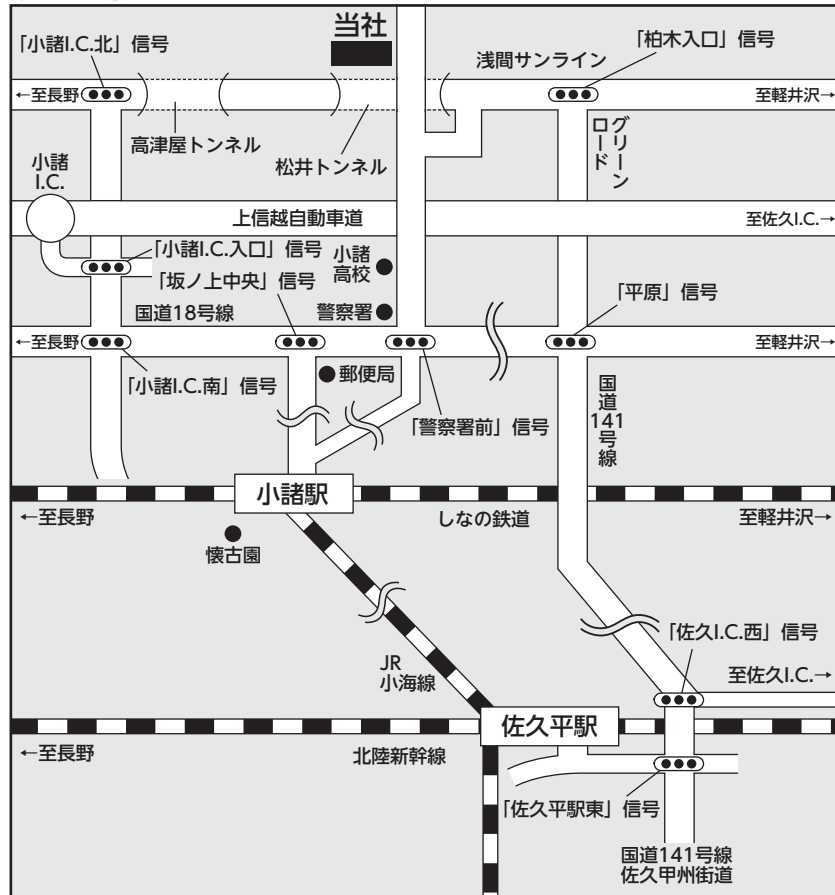
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
布 施 圭 一	2009年12月 当社常勤監査役、現在に至る

以 上

第43期定時株主総会会場ご案内図

車による順路図



会場

当社本社会議室

長野県小諸市甲4586番地3 電話 0267 (23) 1560

交通

小諸駅より車で約15分

JR北陸新幹線佐久平駅より車で約25分

国道18号線「警察署前」(小諸市内)信号より約3キロ

上信越自動車道小諸I.C.より約6キロ



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。